

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第68号**

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則（平成18年鳥取県規則第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後										改 正 前											
別表第3（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 行瀬保健福祉局 人権局 地産地消推進課 ぐららの安心局 経済産業部 雇用人材課 産業振興課 室 市場部 森林・林業課 農林総合研究所及び水産振興部の関係事務に係る事務処理権限										別表第3（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 行瀬保健福祉局 人権局 地産地消推進課 ぐららの安心局 経済産業部 雇用人材課 産業振興課 室 市場部 森林・林業課 農林総合研究所及び水産振興部の関係事務に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者								専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長					課長	地方機 関の長	知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	
略										略											
水産課 一十九 略										水産課 一十九 略											
二十 略										二十 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則（平成18年鳥取県規則第25号）に基づき知事の特権に属する事務											
二十一 略										二十一 略											
二十二 略										二十二 略											
二十三 略										二十三 略											
二十四 略										二十四 略											